

基発第1221006号

平成18年12月21日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

労災保険における看護料算定基準の一部改正について

労災保険における看護料算定基準については、昭和62年3月12日付け基発第132号「労災保険における看護料算定基準について」(最終改正平成6年12月9日付け基発第732号)により取り扱ってきたところであるが、上記通達の一部を下記のとおり改め、平成18年4月1日以降の看護に係るものから適用することとしたので、その運用に遺漏なきを期するとともに、併せて傷病労働者、関係医療機関及び関係看護団体等への周知徹底に努められたい。

記

- 1 記の1の(1)中「1の(2)」を「(4)」に改める。
- 2 記の1の(2)中「調整」を「地域」に改める。
- 3 記の2の「一般看護及び特別」を「特別労災付添」に改める。
- 4 記の2の(2)及び(4)を削除する。また、記の2の(3)及び(5)を、それぞれ(2)及び(3)に改める
- 5 本文中「基準看護料」を「看護料」に改める。
- 6 別表を別紙のとおり改める。

別表

労災保険における看護料算定基準

(平成18年4月1日)

特別労災付添看護

(1) 看護師による看護

(傷病労働者1日1人当たりの看護料)

地域区分	1人付看護	2人付看護	3人付看護
1級地から5級地	11,540円	5,770円	4,650円
6級地	10,910円	5,460円	4,430円
その他の地域	10,600円	5,300円	4,300円

(2) 准看護師による看護

(傷病労働者1日1人当たりの看護料)

地域区分	1人付看護	2人付看護	3人付看護
1級地から5級地	9,810円	5,430円	4,650円
6級地	9,270円	5,170円	4,430円
その他の地域	9,000円	5,010円	4,300円

(3) 看護補助者による看護

(傷病労働者1日1人当たりの看護料)

地域区分	1人付看護	2人付看護	3人付看護
1級地から5級地	8,650円	5,430円	4,650円
6級地	8,180円	5,170円	4,430円
その他の地域	7,950円	5,010円	4,300円

(注) 上記(1)、(2)及び(3)において、看護担当者が傷病労働者4人以上を看護した場合の看護担当者1日1人当たりの看護料は、3人付添看護に係る傷病労働者1日1人当たりの看護料に3を乗じた額を限度とする。

(4) 親族又は友人による看護

地域区分	看護料
1級地から5級地	3,930円
6級地	3,720円
その他の地域	3,610円

(参考：改正後))

労災保険における看護料算定基準について

(昭和62年3月12日付け基発第132号)
改正昭和63年5月12日付け基発第316号
改正平成元年4月28日付け基発第218号
改正平成3年5月10日付け基発第320号
改正平成4年5月22日付け基発第308号
改正平成5年8月5日付け基発第503号
改正平成6年12月9日付け基発第732号
改正平成18年12月21日付け基発第1221006号

労災保険における看護料については、昭和49年4月26日付け基発第223号により算定してきたところであるが、昭和62年3月12日付け基発第131号により労災保険における看護の給付の取扱いを改めたこと、健康保険における看護の給付の取扱い及び看護料の算定基準が改正されたこと、関係団体等が示す看護料と労災保険における看護料にかい離が生じ、当該団体等との看護料に関する協定の締結が困難になっていること等に鑑み、今般、労災保険における看護料の算定基準を下記のとおり改め、昭和62年4月1日以降の看護に係るものから適用することとしたので、これが趣旨を十分理解のうえ、関係看護団体等との看護料に関する協定の締結に努めるとともに、その運用に遺漏のないよう配慮されたい。

記

1. 支給基準について

- (1) 各都道府県労働局における看護料の支給にあたっては、別表に定める「算定基準」に基づいて各都道府県労働局長と管内関係者看護団体等と協定を締結のうえ支給するものとする。なお、親族又は友人による看護に対する看護料は、別表の(4)によること。
- (2) 看護料の地域区分については、看護が行われた医療機関の所在地が該当する地域区分によるものとする。また、地域区分の地域は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3に基づき人事院規則9-49(地域手当)に定める支給地域の区分とする。

2. 割増加算について

看護料の加算については、特別労災付添看護について認めるものとし、その取扱いは次によるものとする。

- (1) 泊り込み看護の場合は、看護料の47%とすること。
- (2) せき髄損傷、じん肺症及び頭部外傷の患者に対する看護の場合は、看護料の10%増とすること。
- (3) 親族又は友人による看護については、看護料の加算は認められないこと。

労災保険における看護料算定基準

(平成18年4月1日)

特別労災付添看護

(1) 看護師による看護

(傷病労働者1日1人当たりの看護料)

地域区分	1人付看護	2人付看護	3人付看護
1級地から5級地	11,540円	5,770円	4,650円
6級地	10,910円	5,460円	4,430円
その他の地域	10,600円	5,300円	4,300円

(2) 准看護師による看護

(傷病労働者1日1人当たりの看護料)

地域区分	1人付看護	2人付看護	3人付看護
1級地から5級地	9,810円	5,430円	4,650円
6級地	9,270円	5,170円	4,430円
その他の地域	9,000円	5,010円	4,300円

(3) 看護補助者による看護

(傷病労働者1日1人当たりの看護料)

地域区分	1人付看護	2人付看護	3人付看護
1級地から5級地	8,650円	5,430円	4,650円
6級地	8,180円	5,170円	4,430円
その他の地域	7,950円	5,010円	4,300円

(注) 上記(1)、(2)及び(3)において、看護担当者が傷病労働者4人以上を看護した場合の看護担当者1日1人当たりの看護料は、3人付添看護に係る傷病労働者1日1人当たりの看護料に3を乗じた額を限度とする。

(4) 親族又は友人による看護

地域区分	看護料
1級地から5級地	3,930円
6級地	3,720円
その他の地域	3,610円

基発第1221007号
平成18年12月21日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労災保険における看護料算定基準の一部改正について

標記について、別添により都道府県労働局長あて通知いたしましたので、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知方、特段の御配意をお願いいたします。

基発第1221008号

平成18年12月21日

財団法人労災保険情報センター理事長 殿

厚生労働省労働基準局長



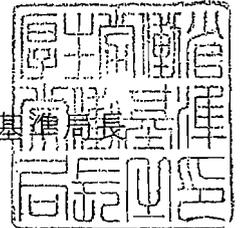
労災保険における看護料算定基準の一部改正について

標記について、別添により都道府県労働局長あて通知しましたので、貴地方事務所に対する周知徹底及び点検等に遺漏のないようお願いいたします。

基発第1221009号
平成18年12月21日

社団法人 全国民営職業紹介事業協会
会長 白井 晋太郎 殿

厚生労働省労働基準局長



労災保険における看護料算定基準の一部改定について

労災保険における看護料算定基準につきましては、昭和62年3月12日付け基発第132号（最終改正平成6年12月9日付け基発第732号）により取り扱ってきたところでありますが、上記通達の一部を別添1のとおり改め、平成18年4月1日以降の看護に係るものから適用することとし、各都道府県労働局長あて通知しましたので、貴会におかれましても関係看護団体に周知徹底方よろしくお願いいたします。

なお、労災保険における看護の給付の取扱いにつきましては、昭和62年3月12日付け基発第131号（最終改正平成18年12月21日付け基発第1221003号）につきましても、併せて別添2のとおり改めましたので、参考として送付いたします。